

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合規則第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条第1項中「高額療養費の」を「月間の高額療養費の」に改める。

第23条の2を第23条の3とし、第23条の次に次の1条を加える。

（年間の高額療養費の支給申請）

第23条の2 省令第70条の2第1項及び第70条の3第1項の規定による年間の高額療養費の支給申請書の様式は、後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書のとおりとする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給を決定し、後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）支給決定通知書又は後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）不支給決定通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

3 省令第70条の3第3項の規定による証明書の様式は、後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書のとおりとする。

附 則（平成30年12月28日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定は、平成30年8月1日から適用する。